

○逗子市安全安心に関する懇話会運営要綱

平成29年 2 月 1 日

逗子市要綱

改正 平成29年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合計画に位置付けられた「災害に強く、犯罪のない安全なまち」を推進するため、防災や防犯に係る諸問題等に関し、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に、逗子市安全安心に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 住民自治協議会の推薦を受けた者
- (4) 市関係各課の職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、防災安全課において処理する。

(平成29年 4 月 1 日・一部改正)

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。